

# 人事委員会議事録（第1776回）

## 1 開催日時

令和8年6月18日（木）15:00～17:00

## 2 開催場所

3委員会第2会議室

## 3 会議に出席した者

委員長	大久保 和 代
委員	長 尾 真
委員	中 上 幹 雄
事務局職員	三 宅 ゆかり
	北 守 人
	川 崎 勝 之
	任用給与課長
	任用給与課副課長

## 開 会

### 第1号議案

議事録の承認を求める件（第1775回）

人事委員会議事録（第1775回）について、審議の結果、原案どおり承認した。

### 第2号議案

専決処分をしたものにつき承認を求める件

－措置要求の受理及び事務担当者の指名の件（令和8年（措）第3号事案）－

任用給与課長が、令和8年5月15日付けで委員長が専決処分を行った標記措置要求について、中上幹雄委員を事務担当者に指名した旨を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

### 第3号議案

措置要求の受理及び事務担当者の指名の件（令和8年（措）第4号事案）

任用給与課長が、令和8年6月15日付けで標記措置要求を受理するとともに、中上幹雄委員を事務担当者に指名する旨を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

### 第4号議案

退職手当支給制限処分に関する教育委員会からの意見照会の件（令和8年（退）第1号事案）

任用給与課長が、標記意見照会に対する回答案を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

## 第5号議案

### 事務系職種（大卒程度・早期SPI枠）採用試験最終合格者決定の件

任用給与課長が、標記試験の実施状況、合格基準及び合格発表日（6月19日）等を説明した後、同試験の合格者（案）を諮り、審議の結果、原案どおり決定した。

## 第6号議案

### 技術系職種（大卒程度・経験者）採用試験（春日程）最終合格者決定の件

任用給与課長が、標記試験の実施状況、合格基準及び合格発表日（6月19日）等を説明した後、同試験の合格者（案）を諮り、審議の結果、原案どおり決定した。

（委員）

事務系職種のようにリセット方式（1次試験の結果は反映しない）を採用しない理由は何か。

（事務局）

事務系職種は、基本的に県政の幅広い分野の業務を担うゼネラリスト的な要素が強い職種であることから人物重視の方針としている。そのため、最終合格者決定の際は1次試験の結果を反映しないリセット方式を採用している。

一方、技術系職種は専門性が問われる職種であり、専門知識がなければ業務の遂行に大きな支障を来すことになるので、1次試験の結果も反映して最終合格者を決定している。

（委員）

合格者に対するフォローはどのようなことを行っているのか。

（事務局）

合格発表後、それぞれの職種の所管部局から一人一人に電話連絡を行うほか、業務説明会や座談会を通じてコミュニケーションを図ることで、辞退防止に努めている。

## 第7号議案

### 事務系職種・技術系職種（高卒程度）採用試験実施要綱決定の件

任用給与課長が標記要綱（案）を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

（委員）

技術系職種は、事務系職種に比べると、全体として人材確保が難しい。技術系職種については、もう少し高卒程度区分の採用を強化しても良いのではないか。

（事務局）

今年度の高卒程度区分の総合土木職は、昨年度に比べ、採用予定数を増加したところである。

## 第8号議案

### 任期付職員の採用承認の件

任用給与課長が、標記職員の採用理由等を説明し、審議の結果、原案どおり承認した。

## 第9号議案

### 採用選考並びに職務の級及び号給決定の件

任用給与課長が、兵庫県病院事業管理者から請求のあった採用選考（発令予定：令和8年7月1日）並びに職務の級及び号給を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

## 第10号議案

### 専決処分をしたものにつき承認を求める件

#### 一職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴う意見の件一

任用給与課長が、令和8年6月3日付けで委員長が専決処分を行った標記条例について、改正内容等を説明し、審議の結果、原案どおり承認した。

（委員）

なぜこのように急なタイミングでの条例改正、委員長専決での回答となったのか。

（事務局）

本年4月の国の動きを受けての条例改正で、最速で改正が可能なタイミングが6月県議会であった。

県議会の審議日程の都合上、6月5日までに本委員会の意見について回答する必要があったが、委員会を招集する暇がなかったことから、委員長に専決処分をしていただき、本日の委員会でご報告し、承認をお願いするものである。

（委員）

他府県も同様のタイミングで改正するという判断をしているのか。

（事務局）

改正のタイミングについてはそれぞれの判断となるので何ともいえないが、兵庫県においては、災害時における他府県への職員派遣での手当支給を想定しており、同様に派遣された他府県職員と手当額の差異が生じることがないように、可能な限り速やかに改正するという判断をしている。

## 第11号議案

### 警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則制定に対する同意の件

任用給与課長が、標記規則の改正内容を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

（委員）

本委員会が同意することで、公安委員会規則が改正されるのか。

（事務局）

本委員会の同意を受けて、公安委員会において規則改正について審議される。

## 第 12 号議案

### 職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則制定の件

任用給与課長が、標記規則の改正内容を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

(委員)

国の制度改正を踏まえたこの度の制度改正は好ましいと考える。

## 報告事項 1

### 事務系職種・技術系職種（高卒程度）ガイダンスの実施

任用給与課長が、標記ガイダンスの実施について説明した。

(委員)

実施日を7月24日（金）に設定しているが、何か意味はあるのか。

(事務局)

多くの高校が夏休みに入って間もないこの時期に、例年実施している。

(委員)

少しでも多くの方に参加していただけるよう、例えば、終業式終了後の直後に実施するなど、工夫の余地があるのではないか。

## 報告事項 2

### 任命権者が行った処分

任用給与課長が、教育委員会および警察本部長が行った5件の懲戒処分の内容及び理由を説明した。

閉 会